

学校に置かれる担当者（一覧）【概要】

 平成29年10月20日
 学校における働き方改革特別部会
 資料5-4

主な根拠	法令における設置の必要性	学習指導関係		生徒指導関係		学校運営関係	
		教務主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	学年主任【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	司書教諭【再掲】	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)
法令	○	学年主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	生徒指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	保健主事【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)
		司書教諭	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)	進路指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	教職員の労働安全衛生管理担当者(衛生管理者・衛生推進者)	◆労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) 等
		保健主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)			防火管理者	◆消防法(昭和二十三年法律第百八十六号) 等
		道徳教育推進教師	◆小学校・中学校学習指導要領(文部科学省)(平成29年3月)			研修担当*	◆教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)等
		特別支援教育コーディネーター	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	教育相談コーディネーター	○「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成29年2月3日付)	学校給食主任	○学校給食の実施について(文部省管理局通達)(昭和31年6月5日付)
通知	—	部活動担当	○「中学校・高等学校における運動部の指導について」(文部省初等中等教育局長通達)(昭和32年5月16日付)	特別支援教育コーディネーター【再掲】	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	地域連携担当	○「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文部科学事務次官通知)(平成29年3月31日付)
		外国語担当(中核教員)	□「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会)(平成28年12月21日)	不登校担当	□「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(不登校に関する調査研究協力者会議)(平成28年7月)	学校安全担当	□第2次学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定)
答申、報告書等	—	人権教育担当	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	人権教育担当【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	教育実習担当	□「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(中央教育審議会)(平成18年7月11日)
						学校教育情報セキュリティ・システム担当	□「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(文部科学省)(平成29年10月18日)
						人権教育担当【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)

※学校において設置する担当者で、法令、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠があるものが対象

※根拠の区分は、◆: 法令、○: 通知、□: 答申、報告書等

* 指導教員のみ法令で必置

分類	校務分掌	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必 要性 (法令で根拠が 記載して必須で あるものは◎)	備考(関連事項等)
1 学習指導	教務主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。 3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 ※中学校(第79条)、義務教育学校(第79条の8)、高等学校(第104条)、中等教育学校(第113条)、特別支援学校(第135条)にも準用	◎	
2 学習指導 生徒指導	学年主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。 3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 ※中学校(第79条)、義務教育学校(第79条の8)、高等学校(第104条)、中等教育学校(第113条)、特別支援学校(第135条)にも準用	◎	
3 学習指導 学校運営	司書教諭	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号) 第五条 学校には、学校図書館の専門的業務を掌らせるため、図書教諭を置かなければならぬ。 2 前項の規定は、主幹教諭(養護又は米菴の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならぬ。	◎	
4 学習指導 学校運営	保健主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 第五十五条 小学校においては、保健主任を置くものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主任を置かないことができる。 3 保健主任は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。 4 保健主任は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。 ※中学校(第79条)、義務教育学校(第79条の8)、高等学校(第104条)、中等教育学校(第113条)、特別支援学校(第135条)にも準用	◎	
5 学習指導	道徳教育推進教師	◆小学校・中学校学習指導要領(文部科学省)(平成28年3月) 第1章 総則 第6 道徳教育に関する配慮事項 1 各学年においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心として、全教師が協力して道徳教育を展開すること。	◎	
6 学習指導	外国语担当 (中核教員)	□「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会)(平成28年12月21日付) 2. 小学校 国が養成する「英語教育推進リーダー」による中核教員に対する域内研修を進めるとともに、専門性を有する教員を中核教員として各校に位置付け、学校全体の外国语教育の授業準備や校内研修の運営、外国语の指導等を担当する事務職の整備を進めることで期待される。 12. 外国語教育 平成32年度の全面実施までには、養成・採用・研修を通じて専門性を有する中核教員等を各校に位置付け、学校全体の外国语教育の授業準備や校内研修の運営、外国语の指導等を担う校内体制の整備を進めるとともに、教科指導が可能となる指導体制を整備するため、専科指導に当たる教員を確保することが必要である。(中略)小学校においては、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体の取組方針を明確にした上で、専門性を有する各校の中核教員を中心として、全教員の共通理解を図りながら、校内の外国语教育全体の授業準備や研修、ALT等の活用など指導体制の強化に取り組むことが重要である。	◎	
7 学習指導 生徒指導 学校運営	人権教育担当	□人権教育の指導方法等の在り方に着目して「第三次とりまとめ」[人権教育の指導方法等に関する調査研究会議](平成20年3月) 各学校において人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することが求められる。推進組織の構成としては、人権教育担当者、学年主任のほか、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられる。		
8 学習指導 生徒指導	特別支援教育コーディネーター	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付) 3. 特別支援教育を行なうための体制の整備及び必要な取り組み (3) 特別支援教育コーディネーターの指名 各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。 特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。 また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。		
9 学習指導	部活動担当	○「中学校・高等学校における運動部の指導について」(文部省初等中等教育局長通達)(昭和32年5月16日付) 1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であるから、校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別の各部の担当教員などを監督として、その指導の万全を図ること。		
10 生徒指導	生徒指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。 3 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 ※義務教育学校(第79条の8)、高等学校(第104条)、中等教育学校(第113条)、特別支援学校の中学部・高等部(第135条)にも準用	◎	
11 生徒指導	進路指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 第七十七条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことがある。 3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 ※義務教育学校(第79条の8)、高等学校(第104条)、中等教育学校(第113条)、特別支援学校の中学部・高等部(第135条)にも準用	◎	

分類	校務分掌	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必 要性 (法令で根拠が 記載して必須で あるものは◎)	備考(関連事項等)
12 生徒指導	不登校担当	□「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(不登校に関する調査研究協力者会議)(平成28年7月) 教育委員会においては、所管の学校に対して、「児童生徒理解・教育支援シート」の積極的な活用を促し、その効果検証を実施することが重要である。その際、このような取組を推進するためにはコーディネーターとしての役割を果たす教員の存在が重要であることから、生徒指導のための人の措置が充実が効果的である。		
13 生徒指導	教育相談コーディネーター	○「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成29年2月3日付) (3) 教育相談コーディネーターの配置・指名 学校において、組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内外に児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSWの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教育相談コーディネーター役の教職員が必要であり、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があること。		
14 学校運営	教職員の労働安全衛生管理者 (衛生管理者・衛生推進者)	◆労働衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) (衛生管理者) 第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同項第一項各号の指名に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。 2. (略) (2) 安全衛生推進者等 第十二条の二 事業者は、第十二条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第十二条第一項の政令で定める種類以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同項第一項各号の指名に該当するものを除くものとし、第十二条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務のを担当せなければならない)。 ◆労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令三百三十八号) (衛生委員会を設けるべき事業場) 第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。 ◆労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号) (衛生管理者の選任) 第七条 法第十二条第一項の規定による衛生管理者の選任は、次に定めるところにより行われなければならない。 一～三. (略) 四 次の表の上欄に掲げる事業場の規模に応じて、同表の下欄に掲げる数以上の衛生管理者を選任すること。 事業場の規模 (常時使用する労働者数) 五十八人以上二百人以下 一人 二百人を超えて五百人以下 二人 五百人を超えて千人以下 三人 千人を超えて二千人以下 四人 二千人を超えて三千人以下 五人 三千人を超える場合 六人 五. (略) 2. (略) (安全衛生推進者等を兼任する者等) 第十二条の二 法第十二条の二の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時十人以上五十人未満の労働者を使用する事業場とする。	◎	衛生管理者については、教職員数が50人以上の学校、衛生推進者は教職員数が10～49人の学校において選任の義務がある。教職員数10人未満の学校については、いずれも選任の義務はない。
15 学校運営	防火管理者	◆消防法(昭和二十三年法律第八十六号) (防火管理に係る消防計画) 第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上に用途に供されるものといいう。以下同じ。)その他多数の者が出入り、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから、防火管理者を定め、防火管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。 2～5. (略) ◆消防法施行規則(昭和30年自治省令第六号) (防火管理に係る消防計画) 第3条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権限を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。	◎	○防火管理者を定め、消防計画を作成する義務がある学校は以下のとおり。 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校については、消防法施行令第一条の第三項第一号で、収容人数が50名以上と定められている。 ・小学校、中学校、義務教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するものについては、消防法施行令第一条の二第三項第一号ハで、収容人数が50名以上と定められている。
16 学校運営	学校給食主任	○学校給食の実施について(文部省管理局通達)(昭和31年6月5日付) 8 義務教育諸学校(以下「学校」といいう。)における学校給食運営のための組織 (4) 校長は教師の中から学校給食主任を選任し、学校の給食関係事項を総括処理させること。		

分類	校務分掌	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必要性 (法令で設置が義務として必須であるものは◎)	備考(関連事項等)
17 学校運営	学校安全担当 (学校安全主任等)	<p>□第2次学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定) II 今後の学校安全の推進の方向性 2. 施策目標 (1)学校安全に関する組織的取組の推進 (略) このため、全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。 施策目標 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。</p> <p>III 学校安全を推進するための方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進 (1)学校における人的体制の整備 <具体的な方策> ○ 国は、学校安全の中核となる教職員が担うべき役割や組織体制の在り方を示し、効果的な実践事例の整理・検証などを行うとともに、人的体制整備に意欲的に取り組む学校への支援を行い、先導的な取組を促進する。 ○ 学校や学校設置者は、国との取組を踏まえて、学校安全の中核となる教職員の役割の明確化や、その者に対する研修等を充実し、各学校における安全の取組を推進していくことが必要である。また、管理職のリーダーシップの下、教職員全体で学校安全に取り組む組織体制づくりを進めることが必要である。</p> <p>□「子どもの身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について(答申)」(中央教育審議会)(平成20年1月) IV 安全に関する学年内の体制の充実 2. 学校安全に関する学年内の体制の充実 (3)学校における人的体制の充実について ②しかしながら、安全に関する様々な取組が複数の部(係)において、分散して行われている例(けがの防止については保健部、防災(訓練を含む)については管理部、交通安全については指導部等)が見られる。このような取組はそれぞれの担当が行うが、各種計画の策定、学校内の学校安全活動の企画・調整について、関係教職員の連携の核となる教職員(例えば、学校安全主任・主任等)が役割を明確にして、学校安全を推進する学校も見られ、各学校において、このような体制の整備を図るこも有効である。</p> <p>□「生きる力」を育くす学校での安全教育(文部科学省)(平成22年3月31日改訂) 第3章 学校における安全管理 第5節 事件・事故災害発生時の危機管理 学校の危機管理では体制づくりが重要であり、校長、副校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。</p> <p>第5章 安全教育と安全管理における組織活動 第1節 教職員の役割と校内の協力体制 1 校内の協力体制 各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。</p>		東日本大震災を踏まえ「学校安全担当」の任務には防災も含んでいる都道府県等もある。
18 学校運営	研修担当	<p>◆教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号) (初任者研修) 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 任職者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教諭を命じるものとする。</p> <p>3 指導教諭は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。</p> <p>□「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(中央教育審議会)(平成27年12月21日) 第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(改正法第4条)、同法律施行令の一部改正(改正令第3条)並びに同法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に際し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令 (2)学校運営協議会 2 留意事項 ⑧学校内における地域との連携・協働の推進のための環境整備について 学校が地域との連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・協働の核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行なうことが望ましいこと。</p>	指導教員のみ◎	
19 学校運営	地域連携担当	□「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るために公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文部科学事務次官通知)(平成29年3月31日付) 第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(改正法第4条)、同法律施行令の一部改正(改正令第3条)並びに同法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に際し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令 (2)学校運営協議会 2 留意事項		
20 学校運営	教育実習担当	□「今後の教員養成・免許制度の在り方にについて(答申)」(中央教育審議会)(平成18年7月11日付) 実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることとし、また、当該教員については、教育実習担当教員として、校務分掌上、明確に位置付けるなど、責任を持って実習生を指導する校内体制を構築することが必要である。		
21 学校運営	学校教育情報セキュリティシステム担当	□「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(文部科学省)(平成29年10月18日) 2.2.6) 教育委員会の情報システム担当課の指示に従い、学校における教育情報システムの導入・管理・運用等を補助する者が不可欠となる。このため、校長は、校務分掌として、「学校教育情報セキュリティシステム担当」を置くこととする。		